

# 山梨県公報

第二千二百六十八号

平成二十四年

十月十五日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定施業要件の変更予定……………五八三

### 公告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………五八三

## 告示

### 山梨県告示第三百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十月十五日

山梨県知事

横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲州市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、甲州市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲州市(次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 公告

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年二月十五日まで縦覧に供する。  
平成二十四年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

### 2 住所

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号

### 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 ホームプラザナフコ塩山店
  - (二) 所在地 山梨県甲州市塩山熊野字横井五百五番外十二
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
  - (一) 名称及び代表者の氏名 株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
  - (二) 住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十五年五月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三千五百五十五平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 百六十八台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 二十台

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 百三十三平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 十八立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (1) 開店時刻 午前七時
    - (2) 閉店時刻 午後九時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前六時三十分から午後九時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (1) 数 二箇所
    - (2) 位置 届出の図面のとおり
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日  
平成二十四年八月三十日